

お知らせします。2つの給付金。

- 平成26年4月からの消費税率引き上げに伴う負担軽減を目的に、臨時的に「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」が対象者へ1回限りで支給されます。**支給されるのはどちらか1つの給付金です。**
- 「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者と思われる方へ申請書等を発送しています。対象と思われる方で、まだお届きになっていない方は下部に記載されているうるま市臨時給付金コールセンターへお問い合わせください。
- 両給付金の申請方法・申請期間は以下の通りです。

申請方法

①

申請書と一緒に送られてきた記入例や注意事項をよく読んで記入してください。

③

運転免許証のコピーや通帳のコピーなどの必要書類を貼り付けてください。

②

申請書に漏れなく記入して、印鑑を押してください。

④

同封の返信用封筒（切手不要）に入れて郵便ポストに投函するか、直接うるま市役所の給付金窓口へ提出してください。

申請受付について

期間：平成26年7月30日(水)～平成27年1月30日(金)
(土日、祝日を除く)

時間：平日 午前8時30分～午後4時まで (土日、祝日を除く)

場所：うるま市役所本庁 地下1階※ 選挙管理委員会事務局会議室

窓口混雑の緩和にご協力ください。

支給対象者が多数のため、給付金窓口はかなりの混雑が予想されます。

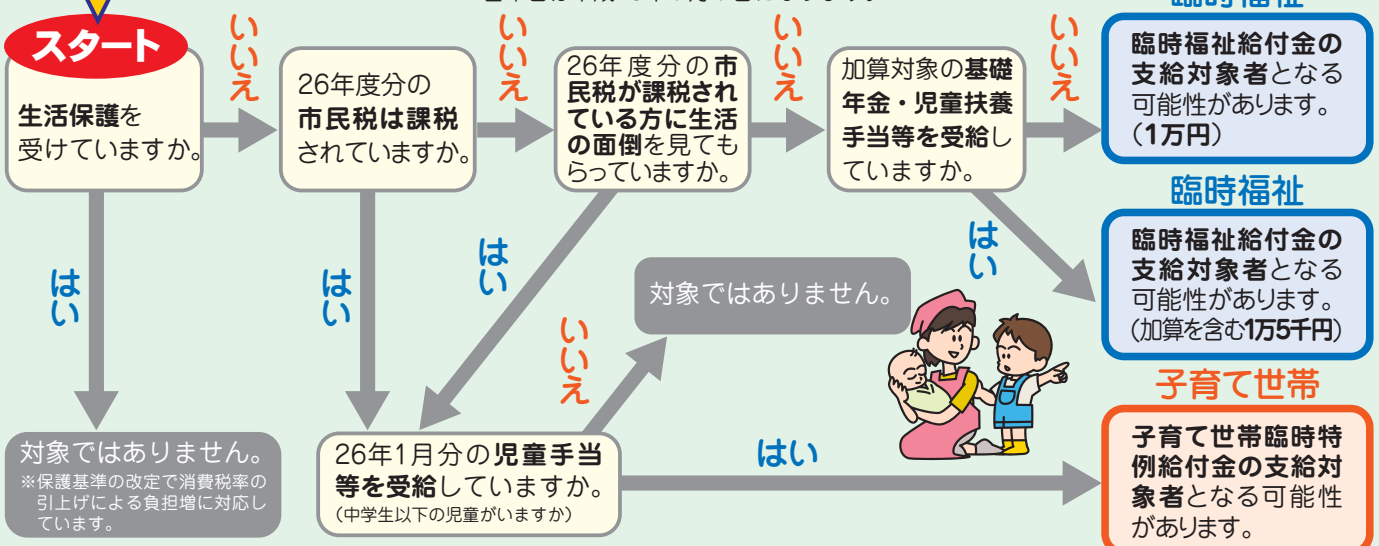
返信用封筒は切手不要ですのでなるべく郵便で申請書を提出してください。

※9月からはうるま市役所本庁3階での受付になります。(平成27年1月30日まで)

あなたは給付金支給対象？

対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。

- お問い合わせ先**
- 申請方法に関するお問い合わせ：うるま市役所
うるま市臨時給付金コールセンター
☎098-979-2480 時間：平日 午前8時30分～午後5時15分(※土日、祝日を除く)
 - 制度に関するお問い合わせ：厚生労働省
2つの給付金専用ダイヤル ☎0570-037-192